

株式会社ハートフルサンクと大阪市住之江区との
「2025年日本国際博覧会」に係る来場支援に関する協定書

(目的)

第1条 この協定は、株式会社ハートフルサンク及び大阪市住之江区（以下「両者」という。）が連携のもと、相互に協力し、外出に支援が必要な住之江区在住の高齢者等が「2025年日本国際博覧会」（以下「大阪・関西万博」という。）へ来場する支援を行うことで、幅広い世代に大阪・関西万博への参加を促すことを目的とする。

(連携協力事項)

第2条 両者は、前条の目的を実現するために、次に掲げる連携協力を進めるものとする。

- (1) 社会貢献事業としての外出に支援が必要な住之江区在住の高齢者等を対象とした、大阪・関西万博への来場支援に関すること
- (2) その他、両者の施策事業との連携など、前条の目的を達成するために必要な事項

(禁止事項)

第3条 株式会社ハートフルサンクが取組を行うにあたっては、次の各号に該当してはならない。

- (1) 法令又は公序良俗に反すること、又は反するおそれがあること
- (2) 政治活動又は宗教活動を伴うもの

(連携期間)

第4条 本協定の有効期間は、協定締結日から令和7年10月13日までとする。

(守秘義務)

第5条 両者は、連携事項の検討・実施により知り得た秘密を漏らしてはならない。なお、報道機関等の第三者へ連携協力事項に関する公表を行う際は、予め両者でその対応を協議する。

(協定の解除)

第6条 本協定の実施にかかり、両者が次の各号のいずれかに該当する行為を行った場合、第4条の規定にかかわらず、協定を解除することができる。

- (1) 法令又は公序良俗に反する活動を行った場合
- (2) 政治的行為を行ったと認められる場合
- (3) 暴力団員又は大阪市暴力団排除条例施行規則第3条各号に掲げる者に該当する場合
- (4) その他住之江区長が認める場合

(協議)

第7条 本協定に定めるもののほか、住之江区パートナーシップ協定要綱を遵守し、連携・協力の具体的事項及びその他必要な事項については、両者が協議して別に定める。
本協定の締結を証するため、協定書2通作成し、署名のうえ、各々1通を保有する。

令和6年11月21日

株式会社ハートフルサンク
代表取締役社長

大阪市
住之江区長